

岩手県告示第 861 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 12 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市竹駒町字滝の里 19 番地先から 15 番 2 地先まで	新	A 14.0～11.3 m	m 67.0
		B 24.0～17.6	67.0
陸前高田市竹駒町字滝の里 19 番地先から 15 番 2 地先まで	旧	A 14.0～11.3	67.0
		B 24.0～17.6	67.0
陸前高田市竹駒町字滝の里 20 番 5 地先から 15 番 5 地先まで		C 21.0～9.0	74.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 20 年 12 月 19 日から平成 21 年 1 月 19 日まで